

養護教諭専門職論の一考察

—小倉学の専門職論の検討から—

山梨 八重子

A study of the profession of *Yogo* teacher : Based on Manabu Ogura's theory of profession

Yaeko YAMANASHI

(Received October 1, 2015)

This purpose of this research is to clarify issues related to the establishment of theory on *yogo* teachers as professional. A variety of different research projects have been carried out through the present time with a view to establishing *yogo* teachers as professional in their fields. The majority of this research has been conducted based on the results of Manabu Ogura's research, which means that Ogura's research has garnered a certain level of respect as a body of work presenting *yogo* teachers as professional. This paper re-examines research conducted by Ogura on the specialized nature of *yogo* teachers, comparing this work with documents by M. Lieberman, on which Ogura's work was based.

Our research shows that the specialized nature of *yogo* teachers described by Ogura is limited to differentiating *yogo* teachers from conventional teachers within the school organization; therefore Ogura's scope is limited. Further, it has also become clear to us that the viewpoint of *yogo* teacher profession from Japan's unique perspective on *yogo* teachers as conventional teachers lacks a solid foundation. If we are to emphasize Japan's special positioning of *yogo* teachers in the larger context of conventional teachers, we conclude that there is a need to examine the deep specialization from a broad perspective—including trends in teacher profession theory—in order to further establish theory on the profession of *Yogo* teacher.

Key words : 養護教諭 専門職論 専門職性 専門性

1. はじめに

近年、養護教諭研究者らや日本養護教諭教育学会によって、養護教諭の倫理綱領作成に向けた作業が進められている¹。倫理綱領は専門職の要件の一つに挙げられているもので、その制定に向けての動きは、専門職としての養護教諭への強い意思を示すものと捉えてよいだろう。そしてその背景には養護教諭の歴史が強く影響しているといえる。

専門職の定義や要件はさまざまなものがあり、以下に示すものもその1つであるが、ただしこれらの要件をもって、専門職か否かを即判断するものではない²。

- ①高度な専門的知識や技術を持つこと
- ②職務に関して高度の自律性を持つこと
- ③専門職集団を形成すること
- ④独自の倫理綱領を持つこと

⑤体系的な教育システムを持つこと

⑥その職が専ら公益を促進すること

しかしながら養護教諭は教師であり、その養護教諭が単独で倫理綱領を持つことは、教師としての養護教諭という、世界に類を見ない日本の養護教諭の存在意義を考えると、果たしてこの一連の方向が妥当であるのか問われるだろう。

教師専門職論の動向をみると、1966年ILO・ユネスコの「教師の地位に関する勧告」で、「教師の仕事は専門職と見なされるべきである」とする見解が出され、それ以降、世界のみならず日本でも教師の専門職論/専門職性の検討がされた³。これらは当時展開された専門職主義批判を含めた専門職論議を踏まえ、教師の専門職論を検討している。さらに近年、これまでの古典的専門職モデルと異なる教師専門職論が紹介され、教師の特性から民主的専門職性や同僚性を有する

特異性を打ち出した教師専門職像も登場している⁴。

翻って、養護教諭で専門職論を俎上にあげたのは小倉学である。その後彼の研究を踏まえたさまざまな研究が、多数の研究者らによってなされている⁵。しかしそれらの研究では、小倉の論そのものの検討はなされない。前述したような教師専門職論の動向を摂取し吟味することは、専門職としての養護教諭論、特に教師としての養護教諭論を構築する上で不可欠であると筆者は考える。

そこで本論は、養護教諭の専門職論の先達である小倉の研究を検討し、専門職としての養護教諭論にせまる上での課題を明らかにすることを目的とする。

2. 専門職としての養護教諭へのまなざし

1970年小倉はその著書『養護教諭－その専門性と機能』⁶で、専門職としての養護教諭論に迫っていく。

小倉は、まず法律の規定から養護教諭は専門職であるとの見解を示す。その根拠としては、戦前の「学校看護婦に関する件（昭・4訓令）」に示された学校看護婦の資格「看護婦の資格を有する者にして、学校衛生の知識を習得せる者」という規定、さらに養護訓導成立となった国民学校令の「養護をつかさどる（当時は「掌る」と表記。本論では現在の表記で統一する）」をあげる。そして後者を、養護教諭が看護と異なる固有の専門性を有する専門職であることを示す根拠ととらえている。

にもかかわらず、小倉が専門職としての養護教諭論をあえて俎上にあげざるを得なかったのは、当時の養護教諭が置かれた社会的状況にあった。当時教師であるにもかかわらず一般教師と対等に扱われていないことが、現場の養護教諭の苦悩となっていたからである。

そこで小倉は養護教諭が専門職であることを明らかにするために、看護師の専門職化を手がかりに研究を進めていく。養護教諭が看護師という職業から分化した新しい職業であるにとらえれば、専門職化のモデルとなり得るであろう。そしてさらに共通しているのは、両者ともに社会的地位に関して軋轢を抱えていたことである。

看護師でいえば、医師が古典的専門職として早くから確立された専門職であり、看護師は医療現場では医師の補助者と見られ、支配的専門職としての医師との間には上下関係が生じやすい。一方養護教諭は、子どもの健康/保健管理という公衆衛生的見地から、学校衛生施策の一環として、しかも教師ではない看護婦が一人職として参入した歴史的経緯がある。教師集団からは、教育に直接携わらないことから教師ではない職種とみなされ、その養成も教師養成と異なることも

あって、学校組織内階層で教師よりも格下の存在とみなされ、そこに軋轢が生じやすかった。

このように看護師と養護教諭は、医療と教育という場の違いはあるが、職場組織で生じる差別や偏見を抱え、それが職務遂行上の葛藤を孕むという構造が酷似しているのである。その解消への思いが、両者に強い専門職志向をわかせたともいえる。

小倉が「専門職」の視点から養護教諭論を展開したもう一つの背景には、ILO勧告以降、準専門職と見なされていた教師の専門職化に向けて動き出したという当時の教育界の動向である。これに小倉の専門職研究は触発されたとみてよいだろう。

小倉の養護教諭専門職論は、差別や偏見を払拭したいという現場の養護教諭の声に呼応する。それは、養護教諭の教師としての地位獲得である。しかし一般教師との間の地位をめぐる軋轢の解消をめざす専門職化は、教育学研究で論議されていた教師としての専門職の在り方の議論から離れ、学校組織の中での養護教諭の地位確保という矮小化された専門職志向にとどまる危険性を孕んでいる。

その点を含め小倉の論を検討することは、養護教諭専門職論構築の課題に迫る上で、重要であると考えられる。筆者がこれまでの先行研究を見る限りこの視点からの検討は見当たらない。

3. 小倉にみる専門職としての養護教諭論へのアプローチ

小倉は、教師の専門職論研究者として広く受け入れられていたリーバーマン(M.Lieberman)が示した教師の専門職の要件⁷を手がかりに、「6つ」の要件を養護教諭に照らし合わせ、その専門性を検討している⁸。なお本論では「専門性」を専門職論で一般的に使われる「専門職性」と同義とし、以下専門性を「専門職性」と表記する。

ここでは小倉の示した各要件について要約する。小倉が示した要件は以下の通りである。

- ①ユニークで明確で、社会的に不可欠なサービスの提供
 - ②職務遂行における知的技術の強調
 - ③長期の専門教育（知的訓練）
 - ④職務遂行における広い範囲の自律性
 - ⑤自律性の範囲内で行った判断と行為に対する個人的な責任
 - ⑥総合的な自己規制の職業団体
- ①ユニークで明確で、社会的に不可欠なサービスの提供

この要件を満たすために、小倉は看護婦や一般教師では代行できない養護教諭がつかさどる「養護」の独自性として、養護の対象である子どもの特性、臨床看護現場と異なる教育現場という場の特性、そして公衆衛生活動との共通性を持ちつつも、教育を目的とするという特性をあげる。それらを養護教諭の職務の「ユニークさ」＝独自性とするのである。

専門職は仕事内容・範囲が「一定 (definite)」で、それが一般の人々に理解されていることである。養護教諭の職務について教師や保護者の理解を得るためには、職務の「明確化」が課題であるとする。さらに「不可欠なサービス」に関して公教育は、子どもの成長発達においてすべてに子どもにとって欠くことができないサービスで、「子どもに不可欠な健康の保持増進を目的にする養護」はそれにあたるとする。

②職務遂行における知的技術の強調

養護教諭の職務上の「知的技術」の例として、小倉は救急看護医療的処置場面での「観察判断」と「処置の選択」、そしてその過程で展開される「指導」を遂行する上での求められるものをあげる。同様に健康診断では結果の精査・解釈とそこから問題発見、対策の選定という「知的技術」をあげている。そして専門職に求められる高度な知的判断や技術には、その背景となる学問体系があり、それによって導かれる。だから養護教諭の職務遂行の際、法規規程の根拠である「科学的理論や技術」をも追求することを求めている。

③長期の専門教育 (知的訓練)

学問的根拠に裏付けられた高度な「知的技術」を有するためには、それに見合う教育期間が不可欠で、そのために大学教育での養成制度が求められる。しかし当時の養護教諭養成教育は、それを満たしていないことを小倉は指摘している。そして「養護教諭が4年制の大学課程において養成されるようになるまでは、その専門職化が完全に実現したといえない」という。

④職務遂行における広い範囲の自律性

「自律性」は専門職要件の核で、「最善の判断を実施する自由」なくして、その職務の遂行は困難であるという認識を小倉は示す。その最善の判断を下すには、高度の知的技術が不可欠で、ゆえに大学課程での養成は必須であるとする。

さらに救急対応での専門職としての判断が発揮できない学校現場の実情を踏まえ、子どもの生命や安全を守る養護が実現できないことが起こりうるため、自律性が担保されることが、専門職としての職務遂行に欠くことができない要件と述べる。また小倉は、自律性

を主張するにふさわしい内実を備えた専門職であり続けるための研鑽につとめることをあげている。

⑤自律性の範囲内で行った判断と行為に対する個人的な責任

自律性は社会からの信頼や期待と表裏の関係にあり、専門職としての責任が課せられることを示す。自律性はその結果に対して一定の責任を持つことが求められる故に、雑務などがもたらす多忙さが、専門職性としての判断や対応での過失を生じさせる危険性を警告する。そしてその責任については、「その自律性の範囲内で行った判断と行為」に限定されるものと明記している。

⑥総合的な自己規制の職業団体

職業団体はその地位向上や待遇改善を第一義として組織される傾向があるが、それに対して「専門職」の職業団体に期待されているのは、自己規制の能力と専門職としての高い水準を保持するための基準の確立、そして専門職としての能力を向上させるための研修の機会の提供などで、その社会的責任を果たすことであると説明する。さらにこの団体は政治権力や他の外的圧力に対し、相対的独立を保持することも重要であるとする。そして養護教諭に関しいくつかの職業団体なるものが存在する事実をあげている。

以上小倉は6要件を検討し、すべての要件を現状では完全に満たしていないものの、養護教諭が専門職としてその可能性をそなえているとし、専門職性＝専門性の解明へと研究を展開している。小倉の研究は、専門職の要件を満たしうる養護教諭の可能性を提示した点で、研究者だけでなく現場養護教諭にも大きなインパクトと自負心をわかせることにつながったという点では評価できよう。

4. 小倉ががかりとした専門職としての要件の再考ーリーバーマンの提起した要件との違いー

以上みてきたように、1970年代専門職論が盛んに議論される中、小倉が取り組んだ養護教諭専門職論は、専門職としての養護教諭を俎上にあげ、教師の専門職要件に照らし合わせ、養護教諭がそれに該当するかを検証した。ただしリーバーマンが提示した要件は「8つ」であった。そこで小倉の解釈をそれと照らしあわせ検討してみることにする。ここでは勝野尚行によるリーバーマンの要件の研究⁹に依拠する。なお両者の要件を表1にまとめた。

4. 1. リーバーマンの要件

勝野によれば、リーバーマンは専門職を「諸特性の複合体」で、専門職としてみなされる8つの「指標」(以下要件とする)を示したものである¹⁰。以下にリーバーマンによる各要件の概要と鹿野の見解を要約して示す。

①固有・明確・必須の社会的役割

リーバーマンは、「専門職は遂行すべき固有の社会的役割を持ち、それが固有で独自であれば、その役割の範囲は明確で限定的となる。ただしその集団の職能(function)についての社会的合意が成立していなければ訓練、倫理、報酬などについて合意は得られず、その職業の専門化は遅れる。専門職は、その職業集団がすべての人に必須の役割であると社会的に認められた時点で生まれるもの」¹¹と述べている。

鹿野はこの点に関わり、専門職は職能関係概念であって、専門職の社会的存在にかかわる存在概念ではないこと、専門職の職能=社会的役割の特殊性は、その対象が人間そのものであること、そしてその対象がすべての人間であることから、教育専門職者はすべての子どもにくまなく教育役割を提供することを追求するものと述べている¹²。その際鹿野のいう教育専門職には事務職員をも含んでいる¹³ことから、当然のことながら教師としての養護教諭も含むものといえる。

②役務遂行における知的技術の強調

リーバーマンは、「知的技術に関して身体的技術も含めた広いものとして捉え、その身体的技術さえも高度の知的活動に支えられたもので、それゆえに専門職は知的職業である」¹⁴と述べている。鹿野はこれに対し、専門職の社会的役割が人間を直接対象とするかぎり、その科学性を不断に高めることが不可欠で、「不断に」高めない限り、人間の福祉を不断に増進することができないとし、そこに専門職の特殊性があると付け加えている¹⁵。

③長期間の専門的訓練

「準備教育の内容は知的性格をもつため、長期間の専門的訓練が不可欠である。専門職者の労働能力は、長期間の知的・専門的訓練によって形成され、入職後も不断にその労働能力を高めていくことが要請されるため、専門職の準備教育は長期間を要する。そしてこのことと専門職の役務の特殊性が、専門職に高い報酬が支払われる根拠となる」¹⁶とリーバーマン述べている。

鹿野は給与改善をしつつも、一方で教員の自由を制限する日本の教育政策は、教師の専門職性を認めてい

ない現状にあり、「高い報酬」が専門職性のあらわれとはいえないと述べている¹⁷。

④個々の実践者及び全体としての職業集団の広範囲の自律性

「専門職は、高度の知性の適用と専門的な訓練を必要とする多様な諸問題に直面した際、自分たちが適切と考える判断を実践する自由を持っているときに『自律性』を享受しているといえる。もしこの自律性が欠如しているならば、大きな損害が生じる。だから専門職は、その社会的役割を遂行する上で必然的に広範囲の自律性が不可欠である。その自律性は専門職個人としてだけでなく、専門職集団としての自律性も不可欠である」¹⁸とする。

⑤専門職の自律性の範囲内でなされた判断および遂行された行為についての実践者たちによる広い個人的責任の受容

「広範囲の自律性には、広範囲の責任を伴う。特に人間を対象とする専門職の役務遂行上の判断は、人間の福祉に直接関与するからである」¹⁹とリーバーマンは述べている。鹿野はこの福祉とは人権保障と解釈し、その侵害は許されない²⁰という。

⑥職業集団に委ねられた社会的役割の組織化および実行の原理として実践者たちの経済的利益より提供される役務の強調

「これは専門職の利他主義に所以し、専門職が誰に対しても果たすべき一定の義務を避けることができない」²¹とリーバーマンは述べている。鹿野はリーバーマンのこの見解に対し、そのような利他主義からの労働に対しても、順次「反対給付」²²を獲得していくのではないかとの見解を示す²³。

⑦実践者たちの包括的な自治組織

「専門職の組織は、その専門職の入籍・除籍の基準や実践の水準を引き上げたり、さらに社会的経済的地位を引き上げたりするための手続きを遂行するため、ある種の整然とした手続きを有する必要がある。加えて専門職養成の標準を強制しうる恒常的機構によって、一定の実践レベルの質を保持し、また社会に対し特定の問題についての見解の表明などをする。そのための包括的自治組織が不可欠である」²⁴と、リーバーマンは説明している。

鹿野によればリーバーマンの専門職組織は、専門職の権利と彼らが奉仕する社会とを保護するために不可欠で、同時に教師専門職の社会的役割の質的水準を高める上でも、不可欠なものである²⁵。

⑧曖昧で疑わしい点が具体的事例によって明確にされ解釈されてきた倫理綱領

この項目に関して、リーバーマンは「高い水準の専門職的行動を強制するためのある種の機構が必要で、こうした基準は、よりすすんだ専門職集団の場合、その標準が倫理綱領の中に具現化されて、専門職集団によってそれが解釈され強制されていく」²⁶と述べている。

以上のリーバーマンと鹿野の見解を踏まえ、小倉の専門職としての養護教諭論を検討する。

4. 2. リーバーマンと小倉の解釈の比較

リーバーマンの専門職の要件と小倉のそれを比較すると、小倉の専門職の要件は、改変されていることがわかる。具体的には小倉⑥はその内容からリーバーマン⑦に相当し、リーバーマン⑥と⑧は割愛されている。それ以外は表現の違いはあるがほぼ同一といえる（表1参照）。以下リーバーマンの示した要件にしたがって、両者を比較した結果とその考察を述べる。

①固有・明確・必須の社会的役割

小倉は最初に一般教師と対比し、養護教諭に限定した役割の固有・独自性を析出しそれとの差異をとらえていく。しかしながら、鹿野が指摘するように、専門職という概念はその社会的存在を正当化するためのものではなく、その果たす職能が社会的役割の内実にあると見るならば、養護教諭を含む教師集団の社会的役割の固有性や独自性そして不可欠さの中に、養護教諭の果たす職務が包括されることを打ち出す必要がある

といえるだろう。つまり養護教諭の職務が、教師専門職集団が追求する社会的役割遂行に不可欠であることを明確にすることである。確かに小倉はこの要件の項の最後で、公教育の公益性にふれ、「子どもに不可欠な健康の保持増進を目的にする養護」はそれにあたりと述べてはいる。しかし養護教諭が担う「養護」が教育に内包されるもので、その「養護」が教育役割遂行に不可欠であることを強く打ち出してこそ、養護教諭が教師として専門職であるという根拠となる。同時にそれは養護教諭に関する法規上の規定や位置づけを強化/補完すると筆者は考える。

②役割遂行における知的技術の強調

小倉の解釈では、養護教諭の救急対応場面を例示し、「知的技術」を傷病の「観察判断」とそれに基づく「処置の選択」、そしてその過程で展開される「指導」を遂行する上で不可欠なもので、かつ学問的根拠を持ったものととらえる。そこで彼が「強調」したのは、「学問的根拠に基づいた」知的技術であり、鹿野がいうところの、それを「不断に」高めていくという点には触れていない。ただし先述④自律性の項で、小倉はこの点に言及している²⁷ことから、「不断に」という点も押さえていたと考える。

③長期間の専門的訓練

この点に関し、小倉は当時4年制大学での養護教諭養成が実現していないことを受け、4年制大学での養成が実現するまでは、その専門職化が完全に実現したといえないと述べていた。しかしながら4年制大学養成が実現した今日なお、養成制度の不備と弱さは解消

表1. 小倉学とリーバーマンの専門職要件の比較

小倉学の提示した要件	リーバーマンの提示した要件
①ユニークで明確で、社会的に不可欠なサービスの提供	①固有・明確・必須の社会的役割
②職務遂行における知的技術の強調	②役割遂行における知的技術の強調
③長期の専門教育（知的訓練）	③長期間の専門的訓練
④職務遂行における広い範囲の自律性	④個々の実践者及び全体としての職業集団の広範囲の自律性
⑤自律性の範囲内で行った判断と行為に対する個人的な責任	⑤専門職の自律性の範囲内でなされた判断および遂行された行為についての実践者たちによる広い個人的責任の受容
⑥総合的な自己規制の職業団体	⑥職業集団に委ねられた社会的役割の組織化および実行の原理として実践者たちの経済的利益より提供される役割の強調
	⑦実践者たちの包括的な自治組織
	⑧曖昧で疑わしい点が具体的事例によって明確にされ解釈されてきた倫理綱領

されたといえない。それは免許開放制とそれに伴う免許取得条件の引き下げや、以前からある短期間の養成制度が並存しているからである。そして教師養成からみれば、小学校教員をはじめ他の教員の養成も同じ問題を抱えており、教師専門職の養成では共通する課題なのである²⁸。そのことから、教師専門職集団の一員として養護教諭をとらえることは重要であろう。

④個々の実践者及び全体としての職業集団の広範囲の自律性

小倉はリーバーマンのいう自律性を、救急処置場面での養護教諭の自律性を例に挙げ言及している。そしてその自律性を実現するために、高度な知識技術の習得をあげる。

しかし小倉の自律性は、専門職としての個人の自律性で、専門職集団としての自律性を取り上げていない。しかも小倉のそれは、その例示からもわかるように、養護教諭の職務遂行上学校組織内の管理職や一般教員に対する自律性に限局しており、学校外の社会や行政に対する自律性に言及していない。

この集団としての自律性というとらえ方の欠落は、個業としての専門職という古典的な専門職観にとどまる危険性がある。そして養護教諭が一人職種で、教師組織の中でその役務を遂行することを踏まえると、教師専門職集団の一員としての集団的自律性は極めて重要である。これは今日チームで取り組む実践にみられる連携や組織力ともかかわるだろう。ここからも予測できるのは、たとえば同僚性によって専門職としての役務内容の質の向上やその遂行の実現が可能となるような、新しい枠組での養護教諭の専門職論をとらえ直すことにつながるだろう。

⑤専門職の自律性の範囲内でなされた判断および遂行された行為についての実践者たちによる広い個人的責任の受容

この要件について小倉は、自律性確保の重要性をおさえた上で、問われるその責任を「その自律性の範囲内で行った判断と行為」に限定されるものと明記する。あえて「自律性の範囲内」に限定したのは、専門職としての範囲を逸脱し押しつけられる責任を回避するためとも解釈できる。しかし鹿野の解釈に見られるように人権保障の視点から、専門職としての教師の自律性の範囲は、広くならざるを得ないだろう。前項④とも関わり、小倉のいう「自律性の範囲内」とは何か、つまり養護教諭にとって保障されるべき自律性とは何かを示すことが求められる。その際に、専門職個人の自律性だけでなく、教師の職業集団の自律性の観点を含めて、明らかにする必要があるだろう。

⑥職業集団に委ねられた社会的役務の組織化および実行の原理として実践者たちの経済的利益より提供される役務の強調

これについて、小倉は全く触れていない。教育現場では休日の部活指導に見られるように、ボランティア的な行為として無償が慣例である。教育の場は利他主義が強調されるだけに、養護教諭をふくめ教師は、それに絡め取られやすい。このような利他主義からの労働行為が、専門職としての行為や労働をなし崩しにしていく危険性も一方にある。そのような状況を考慮し、小倉があえて取り上げなかったとも推測される。

しかし養護教諭はその職務特性ゆえに、利他主義に絡め取られる危険性が高く、それを自覚し客観的多面的に判断することも、専門職としての自律性ではないだろうか。その自覚をうながす点で、この項を取り上げる意味があったと筆者は考える。

⑦実践者たちの包括的な自治組織

この項目での小倉の説明は、リーバーマンのものをほぼおさえ、職業団体としてはいくつもあるものの、リーバーマンがいう専門職としてそれには該当しないであろう。専門職としてのその組織が「専門職の権利と彼らが奉仕する社会とを保護する」上で不可欠であるという点には、小倉は触れていない。

⑧曖昧で疑わしい点が具体的事例によって明確にされ解釈されてきた倫理綱領

この要件についても小倉は取り上げていない。リーバーマンがいう「よりすすんだ専門職集団」という一文から、養護教諭集団がそれに達していないと判断した可能性もある。

一方日本での教師専門職論では、その専門職化をめぐる研究が積み上げられてきているが、この倫理綱領制定の動きはみられない。このような状況で、養護教諭が倫理綱領を単独で制定することは、教師としての養護教諭であることと齟齬が生じるのではないだろうか。

さらにILOの先の勧告では、倫理綱領は「教員団体」によって確立されることや、専門職の基準は教員団体の参加の下で決定されるべきと言明している。学会という組織が養護教諭を代表する職業団体といえるのかである。

最初にあげたように、「専門職要件が専門職化の条件ではない」とすれば、そして先述したように教師/教師集団としての社会的役務の遂行の中に養護教諭の専門職性をとらえる必要があるとすれば、単独の倫理綱領制定は再考の余地があるだろう。

5. 養護教諭専門職論構築にむけて —専門職批判をこえて—

以上リーバーマンと小倉のものを比較検討した結果と考察を踏まえて、専門職としての養護教諭論構築の上での課題を提示し、論を閉じよう。

小倉が養護教諭専門職論構築に向けて、教師専門職論のリーバーマンの要件を採用したことは、論理的に解釈すれば、養護教諭がそれに該当するかを検証することを意味する。そしてそこから導き出されるものは、養護教諭が専門職としての教師の要件を満たすのであれば、養護教諭は一般教師と同等に、教師としての専門職性を有するというものである。そしてそれは同時に、学校組織での養護教諭への差別や蔑視の解消へとつながる。その点からみればリーバーマンのそれを採用したことは妥当であったといえる。

しかし小倉の検討は、最初に、一般教師や看護師との差異を例示し、それを養護教諭の独自性として打ち出した。しかしながらリーバーマンの要件との突き合わせで明らかにされるべきものは、養護教諭が一般教員と同等にその専門職性を持ちうることで、それを一般教師と共通なものとして示すことである。そして、必須なものとしての教師の社会的役割の中に、養護教諭の固有で独自の専門職性を浮上させることであったと考える。

一般教師や看護師との差異化は、学校組織の中での養護教諭の地位確保という矮小化された専門職志向の危険性を孕むことはすでに指摘した。当時の養護教諭をめぐる厳しい状況があったといえ、小倉がそれに引きずられた感が否めない。その結果小倉の論は、専門職として養護教諭の有すべき要件を明示する点で意味はあったが、一方で一般教師との差異という矮小化された専門職像にとどまる危険性を内包しているといえる。

日本の教師としての養護教諭の独自性を踏まえれば、その専門職論は、「教師専門職集団の一員である養護教諭」が原点になろう。そのゆえに専門職性を解明するには、いくつかの段階を踏まざるを得ないし、学校組織内に矮小化された専門職志向を自制する必要があるだろう。

専門職としての養護教諭の解明は、第一に「固有・明確・必須の社会的役割」を明らかにすることである。つまり養護教諭の専門職性＝専門性の解明であり、それは養護教諭がつかさどる「養護」の解明でもある。専門職性の解明と「養護」の解明は相互不可分であり、

それらが相まって専門職としての養護教諭がその姿を現すからである。

教師としての養護教諭がつかさどる「養護」が、子どもの発達や教育に不可欠であることを、養護教諭の実践に即しその内実を解明し、そこに表出される専門職性を析出し理論化することが重要であり、それが養護教諭専門職論構築のプロセスであろう。

しかしそのとき、「養護」が養護教諭の独占領域ではないことも考慮しなければならない。というのも「養護」が教育の根底をなす領域であるとするれば、子どもの発達や福祉への関与は、専門職としての教師も担うべきものだからである。過剰な独占化や領域の囲い込みは、それを主張する専門職以外の排他につながる。そしてその排他性が専門職の社会的存在の根柢となり、専門職の地位確保志向を強化する。それらに対しての異議申し立てが、専門職主義批判や脱専門職論である。そのことを踏まえると、専門職の解釈は、子どもの置かれた文脈の中でとらえなおす柔軟さが求められている。それは養護教諭の実践を見れば明らかであろう。

そして自律性は専門職性の核心であることから、養護教諭が社会的役割の遂行上求められる自律性とは何かを、実践の内実から問い直すことが、養護教諭専門職論構築では重要な課題である。そして自律性は専門職を守る一方で、それが閉鎖性や排他性につながるという両義性をもつこと、ときにその閉鎖性が集団/社会からの孤立につながることもとらえておかなければならない。また同僚性や民主的専門職性など新しい枠から専門職化を模索するのであれば、社会や同僚への開放性をもとめられ、自律性のもつ閉鎖性が問われるだろう。

高度な知識技術社会において、人々の福祉の実現の上では、専門職の存在は無視できないのは事実である。一方で独占性、権威性、排他性そして裁量の行使などに関わり、教師に限らず医師などの専門職にも、厳しい社会の視線が向けられている。だからこそ専門職としての養護教諭論は、それらを慎重に吟味し、「誰のための」「どのような公益の実現」をめざすのかを問いつつ、進めていく必要があるだろう。それは専門職としての「社会的評価や承認」²⁹を獲得するためのプロセスでもある。

日本独自である教師としての養護教諭専門職論は、教師専門職の一員として、その専門職論をも射程に入れた時、より深まりのある確かなものになると筆者は考える。

引用文献

- 1 日本養護教諭教育学会は、「養護教諭の倫理綱領検討特別委員会」を設置し、2014年から具体的作業を進めている。
- 2 田中朋弘(2009),「職業の倫理－専門職倫理に関する基礎的考察－」, 橋本俊詔編著『働くことの意味』, ミネルヴァ書房.
なお示した専門職の要件も田中からの引用である。
- 3 教師の専門職論の研究は多数なされており、本研究で参照した文献の主なものは以下の通り。
河上婦志子(1980),「教職専門職論の意義と限界」, 日本教育経営学会紀要, 第22号, pp.91-99.
永井聖二(1988),「教師専門職再考－学校組織と教師分化の特性との関連から－」, 教育社会学研究, 第43集, pp.45-55.
市川昭午(1986),『教師＝専門職論の再考』, 教育開発研究所.
今津孝次郎(1989),「『脱専門職』論と教職専門性の再検討」, 日本教育社会学大会発表要旨集録, 1989/10, pp.112-113.
今津孝次郎(1996),「第1章 教師専門職化の再検討」,『変動社会の教師教育』, 名古屋大学出版会, pp.42-68.
これらの動向の概要は、以下の文献を参照されたい。
佐藤学(1996),『教育法法学』, 岩波書店。
舟橋一男(2009),「教職の専門職化」木村元・児玉重夫・舟橋一男,『教育学をつかむ』, 有斐閣, pp.173-180。
福嶋尚子(2013),「教職の専門性の再検討」, 東京大学大学院教育学研究科教育行政論叢, 第33号, pp.99-103。
津田昌宏(2013),「教職の専門性としての同僚性」, 同上, pp.179-193。
丸山和昭(2006),「日本における教師の“脱専門職化”過程に関する一考察」, 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 第55集, 第1号, pp.181-196。
渡辺かよ子(2014),「教員養成制度と専門職化に関する考察」, 愛知淑徳大学教職課程研究, 9号, pp.62-71。
木村優(2011),「ポスト・モダン時代における“相互作用の専門職”としての教職－教師の専門職性におけるケアリングと情動的次元の探究－」, 教師教育研究(福井大学大学院教育学研究科), Vol.4, pp.115-129。
- 5 専門職論に言及した主な文献を以下にあげる。
鎌田尚子・中村朋子・野田智子他(2012),「養護教諭の倫理綱領(案)の理論的・実践的意義」, 日本養護教諭教育学会, Vol.16, No.1, pp.23-35。
後藤ひとみ(2008),「養護教諭の専門性をふまえた養護教諭養成のあり方と将来への展望」, 日本養護教諭教育学会, Vol.11, No.1, pp.10-15。
- 6 小倉学(1970),『養護教諭－その専門性と機能』, 東山書房。
- 7 小倉が参考文献として, M.Liebermanの『Education as profession』(1956)を挙げている。
- 8 前掲6, pp.7-18。
- 9 鹿野尚行(1976),『教育専門職の理論－教育労働法序説』, 法律文化社
- 10 前掲9, p.69。
- 11 前掲9, p.70。
- 12 前掲9, p.70。
- 13 前掲9, p.70。
- 14 前掲9, p.71。
- 15 前掲9, p.71。
- 16 前掲9, pp.71-72。
- 17 前掲9, p.72。
- 18 前掲9, pp.72-73。
- 19 前掲9, p.73。
- 20 前掲9, p.73。
- 21 前掲9, pp.73-74。
- 22 反対給付とは責務に対する対価的なものである。
- 23 前掲9, p.74。
- 24 前掲9, pp.74。
- 25 前掲9, pp.74-75。
- 26 前掲9, pp.75-76。
- 27 前掲4, p.13。
- 28 専門職としての教員養成の問題については、以下の文献を参考にされたい。
橋本鉦市(2006),「専門職の『量』と『質』をめぐる養成政策－資格試験と大学教育－」, 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 第54集, 第2号, pp.111-135。
- 29 専門職の成立の歴史からも、専門職には一定の社会的評価と承認が不可欠であるといわれている。これについては、前掲2を参照されたい。また職業威信スコア(1995)では、医師90.1, 裁判官弁護士86.9, 教員63.3である。この傾向は1955年の結果でも同様である。教員の社会的評価については、以下の文献を参考にされたい。
竹内洋(1971),「専門職の社会学－専門職概念」, ソシオロジ, 第16巻, 第3号, 社会学研究会, pp.45-66。
竹内洋(1972),「准・専門職業としての教師」, ソシオロジ, 第17巻, 第3号, 社会学研究会, pp.72-102。
加えて、労働基準法第14条労働契約での「高度の専門的知識技術」をもつ職業としては、「博士・修士課程修了者」と医師や弁護士などを含む12の有資格の職業があがっているが、教員は含まれていない。